

# 農産物漬物の内容量（重量）の計量方法が変わりました。

令和2年3月に食品表示基準が改正され、漬物の重量の計量にあたっては、計量法に定めのあるものは、計量法の規定によって行うこととなりました。

かぶら千枚漬け、だいこん千枚漬けで、液汁を除いた計量が必要になるなどの変更があります。計量方法が変わるものは、速やかに対応してください。

なお、令和3年6月1日以降、漬物製造業については、食品衛生法に基づく営業許可が必要になります。（経過措置期間の有無については、保健所等にお問い合わせください）

## 計量法の規定による重量の計量方法

大分類	中分類	小分類	計量方法
ぬか漬	たくあん漬	たくあん漬	ぬかは軽くたたいて落とす程度で計量する。 液汁を入れてあるものは液汁を除いて計量する。
	その他のぬか漬	その他のぬか漬	ぬかは軽くたたいて落とす程度で計量する。
	ぬかみそ漬	ぬかみそ漬	
しょうゆ漬	刻み漬	ふくじん漬	液汁は含んだまま計量する。 商品に含む液汁は、内容物が液に浸る程度で計量する。
		わりぼし漬	
		しば漬	
		山菜漬	液汁は除いて計量する。
	その他の刻みしょうゆ漬	液汁は含んだまま計量する。 商品に含む液汁は、内容物が液に浸る程度で計量する。	
丸または大割漬	いんろうしょうゆ漬	丸および大割のものは、液汁を除いて計量する。	
	その他のしょうゆ漬		
かす漬	なら漬	なら漬	かすは除いて計量する。 かすの除き方は、品物をいためない程度に手で軽くぬぐい落とす。
		刻みなら漬	かすは含んだまま計量する。
	かす漬	わさびかす漬	かすは含んだまま計量する。
		山海漬	
その他のかす漬		丸および大割のものは、かすを除いて計量する。 刻みのものは、かすを含んだまま計量する。	
酢漬	酢漬	らっきょう漬	液汁は除いて計量する。
		しょうが漬	液汁は除いて計量する。（薄切りおよび細刻を含む。）
		かぶら千枚漬	液汁は除いて計量する。
		だいこん千枚漬	
		その他の酢漬	
	刻み酢漬	はりはり漬	液汁は含んだまま計量する。
		その他の刻み酢漬	

※裏面に続きます。

令和2年4月発行 このチラシに関するお問い合わせは  
青森県食の安全・安心推進課 017-734-9351

大分類	中分類	小分類	計量方法
塩漬	塩漬	しょうが漬	液汁は除いて計量する。
		桜花漬	塩は軽くはたき、液汁は除いて計量する。
		らっきょう漬	液汁は除いて計量する。
		しその実またはしその葉塩漬	液汁および塩は除いて計量する。
		花漬	液汁は除いて計量する。
		野沢菜漬	
		高菜漬	
		広島菜漬	液汁は除き、こうじは含んだまま計量する。
		梅漬	液汁およびしそは除いて計量する。
		梅干	ただし、細刻したしそ、かつお削りぶし等を用いたものは、これを含んだまま計量する。
		しそ巻梅干(しそ巻梅漬)	液汁は除いて計量する。
	その他の塩漬		
	刻み塩漬	刻み塩漬	液汁は除いて計量する。
みそ漬	みそ漬	みそ漬け	みそおよび液汁は除いて計量する。 みその除き方は品物をいためない程度に手で軽くぬぐい落とす。 刻みのものは、みそおよび液汁を含んだまま計量する。
からし漬	からし漬	からし漬	ころもは含んだまま計量する。
こうじ漬	べったら漬	べったら漬	液汁は除き、こうじは含んだまま計量する。
	野菜のこうじ漬	野菜のこうじ漬	液汁およびこうじは含んだまま計量する。
もろみ漬	しょうゆもろみ漬	野菜のしょうゆもろみ漬	丸および大割のものは、もろみを除いて計量する。 刻みのものは、もろみを含んだまま計量する。
	みそもろみ漬	野菜のみそもろみ漬	
赤とうがらし漬	はくさいキムチ	はくさいキムチ	液汁は含んだまま計量する。 丸および大割のものは、液汁を除いて計量する。
	はくさい以外の農産物キムチ	はくさい以外の農産物キムチ	

#### 参考

- 袋詰商品の液汁を除く方法は、固形物が出ない程度に開封し、開封部分を下にして、液汁が滴下の状態になったところで計量する。
- 刻み漬等において、液汁とも計量するものについては、内容量に対する固形物の割合は、表示量の75%(表示量が300g以下のものにあつては、70%)以上とする。
- 刻み漬とは、食べる前に改めて切る必要のない大きさに切断してあるものをいう。その他のものは大割とする。
- 進物品、土産品等詰合せのものについては、内容量の表示量目にしたがって計量する。

#### 表示の相談窓口

[部署名]	[電話番号]	[担当地域]
東青地域県民局 地域農林水産部	017-734-9961	青森市、東津軽郡
中南地域県民局 地域農林水産部	0172-33-2902	弘前市、黒石市、平川市、南津軽郡、中津軽郡
三八地域県民局 地域農林水産部	0178-23-3794	八戸市、三戸郡
西北地域県民局 地域農林水産部	0173-34-2111 (内線236)	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
上北地域県民局 地域農林水産部	0176-23-4281	十和田市、三沢市、上北郡
下北地域県民局 地域農林水産部	0175-22-2685	むつ市、下北郡
食の安全・安心推進課	017-734-9351	県内全域

#### 営業許可の問い合わせ窓口

[部署名]	[電話番号]	[担当地域]
青森市保健所 生活衛生課	017-765-5293	青森市
八戸市保健所 衛生課	0178-38-0720	八戸市
健康福祉部 保健衛生課	017-734-9214	青森市、八戸市以外の市町村